

福岡県医発第1343号（地）

平成16年10月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり結核予防法の一部を改正する法律、結核予防法施行令の一部を改正する政令及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成17年4月1日から施行されることから、厚生労働省健康局長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に通知が行われた旨、福岡県保健福祉部より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

<送付書類>

『結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）』

結核予防法の一部を改正する法律新旧対照条文

結核予防法施行令

結核予防法施行規則

地方自治法施行令

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

フローチャート

「公印省略」

16健第2754号

平成16年10月20日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長 殿
(社)福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡支部長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このことについて、別添通知のとおり結核予防法の一部を改正する法律、結核予防法施行令の一部を改正する政令及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、いずれも平成17年4月1日に施行されることになりましたのでお知らせします。

記

<送付書類>

『結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）』

結核予防法の一部を改正する法律新旧対照条文

結核予防法施行令

結核予防法施行規則

地方自治法施行令

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

フローチャート



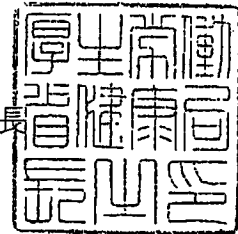
健 発 第 1018001 号
平成16年10月18日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局長



結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）が平成16年6月23日に公布され、平成17年4月1日に施行されることに伴い、結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第303号）及び結核予防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第148号）がそれぞれ平成16年10月6日に公布され、いずれも平成17年4月1日に施行される。

これらの改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、関係通知の制定及び改廃については、追って通知する。

記

第1 責務規定

1 国及び地方公共団体の責務

結核の制圧へ向けた国及び地方公共団体の責務は今後も大きく、それぞれの役割を明確にしつつ総合的な対策を展開する必要があることから、国及び地方公共団体の責務規定を整備することとしたこと（改正後の結核予防法（以下「法」という。）第2条関係）。

2 国民の責務

結核の予防には、国民一人一人の結核に対する正しい理解と予防への意識を持つことが重要であること、また、患者に対しては適切な医療を受け

る権利や人権への配慮が必要であることから、その趣旨の規定を設けることとしたこと（法第3条関係）。

3 医師等の責務

能動的な協力により結核の予防を図ることができる立場にある医師等について責務規定を整備するとともに、病院、老人福祉施設等における入所者、利用者等に対する感染リスクが指摘されていることから、施設の開設者及び管理者について、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと（法第3条の2関係）。

第2 基本指針及び予防計画

1 基本指針

結核の予防のための施策の総合的な推進のためには、その都度の措置のみならず、あらかじめ各地域の実情等を踏まえた計画の策定を通じ、国民に情報を提供し、国及び都道府県を取組を明確にしながら施策を展開していくことが適当であることから、国は「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を定め、公表することとしたこと（平成16年10月厚生労働省告示第375号。法第3条の3関係）。

2 予防計画

都道府県は、この基本指針に即して、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴き、結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）を定め、遅滞なく厚生労働大臣に提出し、公表しなければならないこと（法第3条の4関係）。なお、法の施行までに定めるように努めること。

この際、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の規定により定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めること（法第3条の4第6項関係）。

第3 定期健診

従来の結核の早期発見対策として行われてきた一律的・集団的な定期の健康診断（以下「定期健診」という。）の患者発見率は極端に低下しており、政策的必要性及び精度管理面から不都合となっているため、定期健診の対象者、定期及び回数について、効率化・重点化を図る観点から見直すこととしたこと（法第4条第1項及び第3項関係）。

なお、定期健診の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる定期健診の対象者については、重点的な健康診断の実施が重要であるとの認識の下、健康診断の実施の徹底が図られるようにされたい。

1 対象者、定期及び回数を見直し

(1) 基本的な考え方

定期健診の患者発見率に照らし、併せて集団感染の防止という観点からも、定期健診の必要性・有効性について検討を行った上で、定期健診の対象者、定期及び回数を見直すこととしたこと。

(2) 施設長が行う被収容者への定期健診

ア 矯正施設

① 少年院及び婦人補導院については、集団感染事例の報告がなく、結核予防政策上の有効性は低いため、定期健診を廃止することとしたこと。

② 監獄については、施設内での患者発生率が若年層においても高く、集団感染事例の報告があることから、被収容者に対して、20歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと。

(改正後の結核予防法施行令(以下「令」という。)第1条第1号並びに第2条第1項第3号及び第3項第1号関係)

イ 社会福祉施設

定期健診での若年者の患者発見率が低く、若年者を初発患者とする集団感染事例がまれであり、施設において健康管理も行われ、発症すれば医療機関への受診等が期待できることから、高齢者に限定することとし、被収容者に対して、65歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと(令第1条第2号並びに第2条第1項第4号及び第3項第1号関係)。

(3) 事業者が行う定期健診

定期健診での患者発見率が極めて低く、結核予防政策としての有効性が低いほか、すべての事業者に対し負担を課す合理的根拠に乏しいことから、結核菌に暴露される機会が多い職種及び必ずしも結核に感染する危険は高くないものの、発症すれば二次感染を引き起こす危険が高い職種として、近年の集団感染事例も参酌して、初発患者が従事者であることも少なくない学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び社会福祉施設の従事者に対して、毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと(令第2条第1項第1号及び第3項第1号関係)。

(4) 学校長が行う定期健診

高校・大学については、一定件数の集団感染事例の報告があり、その生徒が初発患者となっている事例が多いが、高校2、3年時におけ

る有所見者への追跡健診による発見患者は極めて少なく、結核予防政策としての有効性は低いため、集団感染防止の観点から、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒に対して、入学した年度1回の定期健診を行うこととしたこと（令第2条第1項第2号及び第3項第1号関係）。

(5) 市町村長が行う定期健診

ア 高齢者に対する定期健診

高齢者の結核り患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達し、定期健診による発見率が結核予防政策として有効となりうる年齢層として、65歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと。

定期健診は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の自治事務であること、個々の市町村において、他の保健衛生政策とあいまって、定期健診の義務付けが発見率に照らして、政策上有効、合理的とはいえないと判断される場合もあることから、市町村の判断により、対象者を限定できることとしたこと。

（令第2条第2項第1号及び第3項第1号関係）

イ 結核発症率の高い住民層等に対する定期健診

大都市特有の問題として、小規模事業所従業者、住所不定者、外国人等の結核のり患率が平均値に比して有意に高い層に対して、重点的に定期健診を行う政策的必要性が高いことから、結核発症率の高い住民層が存在する都市部や特別の政策課題を有している市町村を想定して、市町村が特に必要と認める年齢を限定しない結核発症率の高い住民層等に対し、市町村が定める定期において市町村が定める回数の定期健診を行えることとしたこと（令第2条第2項第2号及び第3項第2号関係）。

第4 定期外健康診断

都道府県知事は、①結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し健康診断を受けさせるべきことを勧告することができることとし、②当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、いわゆる即時強制により、当該職員に健康診断を行わせることとしたこと（法第5条第1項及び第2項関係）。

なお、実施に当たっては、基本指針を踏まえ、積極的かつ的確に行うこと。

また、健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で

定める事項を書面により通知しなければならないこととしたこと（法第5条第3項及び第4項並びに改正後の結核予防法施行規則（以下「規則」という。）第1条関係）。

第5 定期の予防接種

1 改正の趣旨

ツベルクリン反応検査（以下「ツ反」という。）による不必要な予防内服等の弊害を回避すること等の理由から、ツ反を行わずに定期の予防接種を行うこととしたこと（法第13条関係）。

2 実施時期（定期）の見直し

結核の感染前に予防接種を実施することにより乳幼児期の重症結核等を予防するという観点から、ツ反の廃止とともに、早期の予防接種を行うこととし、接種時期を医学的知見に基づき、生後直後から生後6月に達するまでの期間とすることとしたこと（令第2条の2関係）。

なお、実施時期の見直しを踏まえ、個別接種の推進、乳児健康診断との同時実施等の接種機会の拡大などに努め、確実に接種を受けられる環境を確保すること。

また、市町村の状況（地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情）によりやむを得ないと認められる場合においては、1歳に達するまでの期間の接種を例外として認める規定を設けることとしたこと。ここにいうやむを得ない事情とは、例示にあるような市町村における客観的事情をいうものであること。

なお、経過措置は、設けられていないので留意すること。

第6 薬剤の確実な服用

結核患者に確実に抗結核薬を服用させることにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防する必要性が高いことから、保健所の保健師等による患者の家庭訪問指導及び結核患者等に対する医師の指示の内容として、「処方された薬剤を確実に服用する」旨を明示し、服薬確認を軸とした患者支援を推進することとしたこと（法第25条及び第26条関係）。

なお、実施に当たっては、基本指針に即し関係機関との連携の下、適切に実施すること。

第7 結核の診査に関する協議会

組織・設置の在り方について、都道府県の判断を尊重したものとするための見直しを行い、法に規定するもののほか、結核の診査に関する協議会に関し必要な事項は、条例で定めることとしたこと（法第48条から第50条まで関係）。

第8 施行時期

法、令及び規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

結核予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条—第三条の二） 第一章の二 基本指針等（第三条の三・第三条の四） 第二章 健康診断（第四条—第十二条） 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三） 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条） 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条） 第六章 医療（第三十三条—第四十三条） 第七章 結核の診査に関する協議会（第四十四条—第五十条） 第八章 費用（第五十一条—第六十一条） 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条） 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十二条） 附則 （国及び地方公共団体の責務） 第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核菌の検査能力の向上並びに	目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 健康診断（第四条—第十二条） 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三） 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条） 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条） 第六章 医療（第三十三条—第四十三条） 第七章 結核診査協議会（第四十四条—第五十条） 第八章 費用（第五十一条—第六十一条） 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条） 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十一条） 附則 （国及び地方公共団体の義務） 第二条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、結核患者の人権の保護に配慮しなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めるとともに、相互に連携を図らなければならない。

3| 国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようしなければならない。

(医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識し、適正な医療を行うよう努めなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

(医師等の義務)

第三条 医師その他の医療関係者は、前条に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

- 2 病院、診療所、老人福祉施設、矯正施設その他の施設の開設者及び管理者は、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一章の二 基本指針等

(基本指針)

第三条の三 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 結核の予防の推進の基本的な方向
- 二 結核の予防のための施策に関する事項
- 三 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 四 結核に関する研究の推進に関する事項
- 五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項
- 七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

- 八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があるとき、これを変更するものとする。

- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議

会の意見を聴かなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(予防計画)

第三条の四 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。

- 2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する事項

二 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

三 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項

- 3 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条の規定により定める感染症の予防

のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 (略)

3 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4・5 (略)

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 (略)

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4・5 (略)

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3| 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4| 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

四 結核患者と同居する者又は同居していた者

める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六条 削除

(受診義務)

第七条 (略)

(他で受けた健康診断)

第八条 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行ふべき健康診断の方法及び技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに

(健康診断の方法)

第六条 前二条に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法によつて行ふものとする。

(受診義務)

第七条 (略)

2 第五条の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならない。

(他で受けた健康診断)

第八条 定期又は定期外の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行ふべき健康診断の実施に関する技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並

健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三条 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区

に健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三条 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者（同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、その受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2| 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、速やかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が再び陰性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3| 第四条第一項又は第三項の規定により定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち前二項に規定する定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

4| 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保

及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の予防接種を行わなければならない。

（定期外の予防接種）

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、定期外の予防接種を行うことができる。

第十五条 削除

（予防接種を行つてはならない者）

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

（定期外の予防接種）

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五条各号に掲げる者について、その対象者及びその期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。

（予防接種を行うべき日）

第十五条 前二条に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

（予防接種を行つてはならない者）

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条各項又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

(予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定された期日又は期間満了前三月以内に市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2| 第十四条の規定により予防接種の対象者として指定された者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条第二項から第四項までのツベルクリン反応検査の対象者は、これらの規定により行われるツベルクリン反応検査（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（第三項において「検査基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2| 第十三条各項の予防接種の対象者は、これらの規定により行われる予防接種（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

3| 第十四条の規定によりツベルクリン反応検査の対象者として指定された者は、同条の規定により行われるツベルクリン反応検査（同条の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、検査基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めるとともに、その反応が陰性であつたときは、同条の規定により行われる予防接種（その反応を判定した日から二週間以内に都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を

受けるよう努めなければならない。

(予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつて予防接種を行つたときは、遅滞なく、予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定による予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべき予防接種の実施に関する技術的基準並びに予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査又は予防接種を行つたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することとその他必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒、患者の隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第七章 結核の診査に関する協議会

(結核の診査に関する協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の協議会

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒、患者の隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第七章 結核診査協議会

(結核診査協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の結核診

を置くことができる。

(委員)

第四十九条 協議会は、委員三人以上で組織する。

2 委員は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(条例への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

査協議会を置くことができる。

(委員)

第四十九条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の規定は、委員の給与に準用する。

(政令委任)

第五十条 この法律に規定するものの外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十四条の規定により、都道府県知事が行う定期外の予防接種に要する費用

四| 第二十四条の二の規定により、保健所長が行う精密検査に要する費用

五| 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六| 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

七| 第三十四条第一項の規定により負担する費用

八| 第三十五条第一項の規定により負担する費用

九| 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十三条の規定により市町村長が行う定期の予防接種に要する費用

三| 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四| 第十四条の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五| 第二十四条の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

六| 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

七| 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

八| 第三十四条第一項の規定により負担する費用

九| 第三十五条第一項の規定により負担する費用

十| 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三| 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四| 第十三条の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第二十一条の二第一項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者（国、都道府県及び市町村を除く。）は、第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第四号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

五 第二十一条の二第二項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者（国、都道府県及び市町村を除く。）は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用
- 二 第十三条第一項から第三項までの規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

- 二 第十三条第一項から第三項までの規定により、学校又は施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

第五十六条 都道府県は、第五十五条の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十一条第八号の費用

二 第五十一条第九号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第二号から第七号まで及び第九号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

第六十二条 この法律の規定による健康診断、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個

第五十六条 都道府県は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

一 第五十四条第二号の費用

二 第五十五条各号の費用

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十一条第九号の費用

二 第五十一条第十号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第二号、第四号から第八号まで及び第十号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知

人の心身の障害その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師
- 二 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 三 第二十八条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
- 四 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 五 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者

得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定に違反した者（十六歳未満の者及び成年被後見人を除く。）
- 二 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師
- 三 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 四 第二十八条第一項、第三十条又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
- 五 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 六 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者
- 七 第五条の規定による健康診断について、次条第一項の規定に違反した者

（知識の普及等）

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われる予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長が、第四条第一項の規定による健康診断を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、自ら健康診断を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

めなければならない。

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われるツベルクリン反応検査(第四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるものを除く。以下この項において同じ。)又は予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者にツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長が、第四条第一項の規定による健康診断、第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないとき、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、自ら健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、更に予防接種を行い、また、予防接種を行うに当た

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第十七条第二項、第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第三号及び第五号、第六十三条第三号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第二項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十

つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第四号及び第六号、第六十三条第四号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第二項及び第六項、第三十四

六条第二項、第三十七條、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第四十八條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第二号から第九号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第七十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

十七條第二項、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第四十八條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第二号及び第四号から第十号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）
（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第一条（略） 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号から第六号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金	（目的） 第一条（略） 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号及び第四号から第七号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
（附則第四条関係）

改 正 後	改 正 前
（予防計画） 第十条（略） 2、5（略） 6、 予防計画は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三条の四の規定により定める結核の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。	（予防計画） 第十条（略） 2、5（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（施設） 第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。 一 （略） 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設 （健康診断の対象者、定期及び回数） 第二条 法第四条第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期はそれぞれ当該各号に定めるものとする。 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者、毎年度 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒、入学した年度 三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者、二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度 四 前条第二号に掲げる施設に収容されている者、六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度 法第四条第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 2	（施設） 第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。 一 （略） 二 少年院 三 婦人補導院 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設 （健康診断の定期及び回数） 第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。 一 十六歳に達する日の属する年度 二 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度 三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度

一 法第四条第一項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期

3 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数 は、次のとおりとする。

- 一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
- 二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

（法第十三条の予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条の政令で定める定期は、生後六月に達するまでの期間とする。ただし、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、一歳に達するまでの期間とする。

（削除）

2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数 は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
- 二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回行った健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。

（法第十三条第四項の予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

（結核診査協議会）

第三条 結核診査協議会の委員のうちから互選された者は、委員長として会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の名指した委員が、その職務を行う。

2 前項に規定するものの外、結核診査協議会の運営に關して必要な事項は、条例で定める。

(都道府県の負担)

第三条 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第四号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において学校又は施設を設置者が健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において学校又は施設を設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号から第七号まで及び第九号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に關する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

(都道府県の負担)

第三条の二 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第五号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において事業主又は学校若しくは施設を設置者が健康診断、ツベルクリン反応検査及び予防接種の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において事業主又は学校若しくは施設を設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号、第四号から第八号まで及び第十号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に關する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

第六条 厚生労働大臣は、第三条、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の四(都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第六条 厚生労働大臣は、第三条の二、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の五(都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

改正案

現行

（結核の予防に関する事務）

第七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）及び結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 3 （略）

4 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。

一 （略）

二 第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示

（結核の予防に関する事務）

第七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による

（結核の予防に関する事務）

第七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）及び結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 3 （略）

4 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。

一 （略）

二 第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示

（結核の予防に関する事務）

第七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四条第三項の規定による

定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2
3
(略)

定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2
3
(略)

○結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（健康診断を行う場合の通知事項）

第一条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）
第五条第三項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由は、次のとおりとする。
- 二 健康診断の勧告をする場合にあつては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限
- 三 健康診断の措置を実施する場合にあつては、健康診断を行う日時、場所及びその方法
- 四 健康診断の勧告をする場合にあつては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨
- 五 その他必要と認める事項

（健康診断の方法）

第二条 法の規定によつて行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

現 行

（令第二条第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第一条 結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。）
第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、担当の医師が結核発病のおそれがあると認めた者とする。

（健康診断の方法）

第一条の二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）
第六条に規定する厚生労働省令で定める健康診断の方法は、かくたん検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

（健康診断の技術的基準）

第二条 ツベルクリン反応検査は、次の各号に掲げる者以外の法の規定による健康診断の対象者に対して、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
第四十三条第一項の規定による検定に合格した一般診断用精製ツベルクリン溶液〇・一立方センチメートルを前膊はく屈側のほぼ中央部又は上膊はく屈側の中央からやや下部の皮内に注射し、注射後およそ四十八時間後に判読して行うものとする。

- 一 結核患者
- 二 医師の証明により結核患者であつたことが明らかなる者であつて、ツベルクリン反応検査を行う必要がないと認められるもの
- 三 予防接種を受けたことのない者であつて、ツベルクリン反応が二年以上継続して陽性であるもの
- 四 結核発病のおそれがあると診断されている者
- 五 令第二条第一項各号の定期にある者
- 2 ツベルクリン反応判読の基準は、次の表による。ただし、一ミリメートル未満は四捨五入するものとする。
- 3 次の各号の一に該当する者に対しては、ツベルクリン反応検査を行わないことができる。
 - 一 明らかな発熱を呈している者
 - 二 重篤な急性疾患にかかつていることが明らかなる者
 - 三 まん延性の皮膚病にかかつている者
 - 四 ツベルクリン反応検査においてツベルクリン反応が水ほう、壊死等の非常に強い反応を示したことのある者
 - 五 副じん皮質ホルモン剤を使用している者

反 応	陽		陰 性	判 定	符 号
	中等度陽性	弱陽性			
発赤の長径九ミリメートル以下	(+ +)	(+)	(-)		
発赤の長径十ミリメートル以上					
発赤の長径十ミリメートル以上で硬結を伴うもの					

第三条及び第四条 削除

(診断書等の記載事項)

第五条 法第八条及び法第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次のとおりとする。

一 (略)

発赤の長径十ミリメートル以上で硬結に二重発赤、水ほう、壊死等を伴うもの

性

強陽性

(|+|+|+|)|

第三条 エックス線間接撮影の対象者は、次に掲げる者とする。

一 法第五条の健康診断の対象者であつて、ツベルクリン反応が陽性であつたもの及び担当の医師において必要と認めるもの。ただし、結核を伝染させるおそれがある患者と同居する者及び同居していた者を除く。

二 第二条第一項第二号又は第三号に規定する者

三 第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者以外の令第二条第一項各号の定期にある者

第四条 エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、法第五条の健康診断の対象者のうち結核を伝染させるおそれがある患者と同居するもの及び同居していたものであつてそのツベルクリン反応が陽性であつたもの及び担当の医師において必要と認めるもの、結核患者並びに第二条第一項第四号に規定する者に対しては、エックス線直接撮影及びかくたん検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行うものとする。ただし、ミラーカメラを用いて行われたエックス線間接撮影を受けた者であつてエックス線直接撮影を行う必要がないと認められたものに対しては、エックス線直接撮影を行わないことができる。

(診断書等の記載事項)

第五条 法第八条及び法第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次の通りとする。

一 (略)

二 検査の結果及び所見

三 結核患者であるときは、病名

四 実施の年月日

五 診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（健康診断に関する記録）

第六条 健康診断に関する記録は、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記録し、事業者又は学校若しくは施設の長が行った健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断を行つたときから五年間保存しなければならない。

（健康診断の通報又は報告）

第七条 健康診断実施者は、法第四条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 四 （略）

2 健康診断実施者は、法第九条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一

二 ツベルクリン反応検査の結果

三 ツベルクリン反応検査を行わなかつたときは、その理由

四 エツクス線検査を行つたときは、その所見

五 かくだん検査、聴診、打診その他の検査を行つたときは、その所見

六 結核患者であるときは、病名

七 実施の年月日

八 診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（健康診断に関する記録）

第六条 健康診断に関する記録は、第五条第一号から第七号までに掲げる事項を記録し、事業者又は学校若しくは施設の長が行つた健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断を行つたときから五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、法第四条第四項に規定する健康診断の記録について、当該法令に基く記録を作成し、かつ、前項に規定する事項が記録されているときは、これによることができる。

（健康診断の通報又は報告）

第七条 健康診断実施者は、法第四条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、左に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 四 （略）

2 健康診断実施者は、法第九条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一

月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項の規定に従い通報又は報告しなければならない。

3 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第五条の規定によつて行つた健康診断について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条第一項の規定に従い通報しなければならない。

第八条 削除

(予防接種の技術的基準)

第十条 法の規定による予防接種は、その対象者に対して、栗事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十三条第一項の規定による検定に合格した経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により行うものとする。

- 2| 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うものとする。
- 3| 接種数は二箇とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

(予防接種に関する記録)

月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

3 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第五条の規定によつて行つた健康診断及び法第八条の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第十一条の規定に従い通報しなければならない。

4 第一項及び第二項の通報及び報告は、様式第二による。

(ツベルクリン反応検査の技術的基準)

第八条 第二条の規定は、法第十三条第二項又は第三項の規定によるツベルクリン反応検査について準用する。

- 2| 第二条の規定は、法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査について準用する。この場合において、第二条第一項中「注射後およそ四十八時間後に判読」とあるのは「注射後およそ四十八時間後に判読(陽性(強陽性又は発赤の長径三十ミリメートル以上の場合を除く。))と判定された者については再度注射し、注射後およそ四十八時間後に判読」と読み替えるものとする。

(予防接種の技術的基準)

第十条 法の規定による予防接種は、その対象者に対して、栗事法第四十三条第一項の規定による検定に合格した経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上はく外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により行なうものとする。

- 2| 懸濁液は、一立方センチメートルをおよそ四十人に対して用いるものとする。
- 3| 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗つた後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行なうものとする。
- 4| 接種数は二箇とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

(予防接種に関する記録)

第十一条 予防接種に関する記録は、次に掲げる事項を記録し、第六条の規定に準じて保存しなければならない。

一 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別

二 実施の年月日

(予防接種の通報又は報告)

第十二条 市町村長は、法第十三条の規定によつて行つた予防接種について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条において準用する法第十一条第一項の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 市町村の名称及び実施年月

二 予防接種を受けた者の数

2 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第十四条の規定によつて行つた予防接種について、前項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条において準用する法第十一条第一項の規定に従い通報しなければならない。

(医師の指示事項)

第十六条 法第二十六条に規定する厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項は、次のとおりとする。

第十一条 ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録は、次の各号に掲げる事項を記録し、第六条第一項の規定に準じて保存しなければならない。

一 ツベルクリン反応検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別

二 ツベルクリン反応検査の結果

三 予防接種を行つたときは、その旨

四 実施の年月日

2 前項の記録は、様式第一による。ただし、第六条第二項ただし書の規定により健康診断の記録について様式第一によらなかつた場合における法第十三条第四項の規定による予防接種の記録は、様式第三による。

(予防接種の通報又は報告)

第十二条 予防接種実施者は、法第十三条の規定によつて行つたツベルクリン反応検査及び予防接種について、次の各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条の規定に従い通報又は報告しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 ツベルクリン反応検査を受けた者の結果別の数

三 予防接種を受けた者の数

2 保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長は、法第十四条の規定によつて行つたツベルクリン反応検査及び予防接種について、第一項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月十日までに、法第二十条の規定に従い通報しなければならない。

3 第一項の通報又は報告は、様式第二による。

(医師の指示事項)

第十六条 法第二十六条の規定により医師が指示すべき事項は、次のとおりとする。

一 結核を伝染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすること。

二 結核を伝染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片に取つて捨てる等他に結核を伝染させないように処理すること。

三 結核を伝染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、マスクを掛けること。

(従業禁止業務)
第十八条 法第二十八条第一項に規定する業務は、多数の者に接触する業務とする。

一 結核を伝染させるおそれがある患者の居室は、なるべく専用とし、これが困難であるときは、間仕切、屏風等によつて患者の隔離を図ること

二 結核を伝染させるおそれがある患者の居室の採光及び換気に注意をすること

三 結核を伝染させるおそれがある患者の居室は、常に清潔にするとともに、掃除に当つては湿布を用いる等塵埃の飛散を防ぐこと

四 結核を伝染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片若しくは紙片に取つて焼き捨てるか又はたん壺に取つて消毒する等他に結核を伝染させないように処理すること

五 結核を伝染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片若しくは紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、なるべくマスクを掛けること

六 結核を伝染させるおそれがある患者の衣類、寝具、食器、洗面具等は、専用とし、他人に使用せしめるときは、必ず消毒すること

七 患者の同居者は、定期的に健康診断を受け、ツベルクリン反応が陰性であつた者は、予防接種を受けること

(従業禁止業務)

第十八条 法第二十八条第一項に規定する業務は、次のとおりとする。

一 旅館、料理店、飲食店又は接客業において、女中、給仕人、芸妓、ダンサー等の従事する客の接待、身の廻り用務、室の清掃その他これに類似する業務

二 遊技場その他の娯楽場及び興行の事業において客の取扱いに従事する業務

三 理容又は美容に従事する業務

四 派出婦の業務

五 保育士その他常時十五歳未満の児童に接する業務(教員を除く。)

六 保健師、助産師、看護師、看護人、歯科衛生士、あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の業務

(当該職員の証票)

第二十一条 法第三十二条第二項の規定による当該職員の証票は、様式第一による。

(費用負担の申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一 当該医療を受けようとする医師の診断書

二 (略)

3 6 (略)

(指定医療機関の標示)

第二十七条 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局においては、その見やすい場所に、様式第二による標示を掲げなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた指定訪問看護事業者等(結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百十二号。以下「令」という。)第二条の五第二項に規定する指定訪問看護事業所等をいう。)においては、当該指定に係る訪問看護事業所(同項に規定する訪問看護事業所をいう。)の見やすい場所に様式第二による標示を掲げなければならない。

(療養費支給の申請)

第三十条 (略)

2 前項の申請書が法第三十四条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第三号までに掲げるものを、法第三十五条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第四号までに掲げるものを、移送に要した費用に係るものであるときは、次の第四号から第六

(当該職員の証票)
第二十一条 法第三十二条第二項の規定による当該職員の証票は、様式第四による。

(費用負担の申請)

第二十三条 (略)

2 前項の申請書には、左に掲げるものを添付しなければならない。

一 当該医療を受けようとする医師の様式第五による診断書

二 (略)

3 6 (略)

(指定医療機関の標示)

第二十七条 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局においては、その見やすい場所に、様式第六による標示を掲げなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定によつて指定を受けた指定訪問看護事業者等(令第二条の五第二項に規定する指定訪問看護事業所等をいう。)においては、当該指定に係る訪問看護事業所(同項に規定する訪問看護事業所をいう。)の見やすい場所に様式第六による標示を掲げなければならない。

(療養費支給の申請)

第三十条 (略)

2 前項の申請書が法第三十四条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第三号までに掲げるものを、法第三十五条第一項に規定する医療に要した費用に係るものであるときは、次の第一号から第四号までに掲げるものを、移送に要した費用に係るものであるときは、次の第四号から第六

号までに掲げるものをその申請書に添付しなければならない。

一 当該医療を受けた医師の作成した診断書

二六 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並びに第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十九条第二項中「都道府県は」とあるのは「市は」又は「特別区は」と読み替えるものとする。

(削除)

様式第一 (略)

(削除)

様式第二 (略)

号までに掲げるものをその申請書に添付しなければならない。

一 当該医療を受けた医師の作成した様式第五による診断書

二六 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第三十三条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第二十条、第二十三条第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項並びに第三十条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十九条第二項中「都道府県は」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

様式第一 (略)

様式第二 (略)

様式第三 (略)

様式第四 (略)

様式第五 (略)

様式第六 (略)

結核予防法の一部を改正する法律について

結核は依然我が国最大の感染症であり、患者の特性の変化、予防施策に関する知見の蓄積等の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、予防接種におけるツ反の廃止、定期・定期外健診の効率的な実施等必要な見直しを行い、結核対策の充実強化を図る。

結核を取り巻く状況の変化

◆ 結核罹患率の低下傾向鈍化

近年改善が鈍化し、平成9年には罹患率が上昇。10年、11年と連続して悪化。その後も改善は横ばい。

日本の結核罹患率は、ロシアを除いた先進諸国中最下位。

依然として「中まん延国」。

※ 新規結核患者数（10万人対）：日本25人、アメリカ5人、イギリス11人、フランス10人

◆ 結核の罹患状況の変化

若年者中心の罹患から高齢者、

ハイリスク者中心の罹患へ。

（若年者の罹患率の低下）

地域格差の拡大。

※ 大阪市の罹患率は長野県の6倍

◆ 予防・医療に関する知見の蓄積

予防接種の要否判定のためのツベルクリン反応検査の必要性の否定。

総合的・計画的な施策の推進の必要性

一律的・集団的対応からリスクに応じた対応への転換の必要性

科学的知見に基づく予防接種の実施の必要性

若年者結核罹患率の低下
・ツ反偽陽性者のBCG接種
機会の喪失
・BCG直接接種の安全性に
ついての科学的知見の集積

具体的な見直しの内容

- ◆ 国・都道府県の計画の策定
 - ① 国における基本指針の策定
 - ② 都道府県における予防計画の策定

- ◆ リスクに応じた健診の実施
 - ① 患者との接触が疑われる者に対する定期外健康診断の実施の強化
 - ② リスクに応じた定期健康診断の実施

- ◆ 予防接種におけるツ反の廃止

予防接種の要否判定のために実施していたツ反の廃止・BCG直接接種の導入

- ◆ 服薬支援の積極的推進

保健所・主治医による服薬支援の推進



施行期日
平成17年4月

結核予防法施行令の一部改正について(概要)

1. 定期健診 (第2条関係)

▶ 集団感染防止の観点から

▶ 感染の危険の高低に拘わらず
発症により二次感染を起こす
危険性が高い職業層

▶ 地域の実情に応じた健診の実施
罹患率の高い高齢者層の健診を
継続するとともに、都市部等結核
罹患率が高い地域における結
核発症のリスクが高い住民等に
対して重点的な健診を実施

■ 学校における健診
高校生、大学生等 (入学時健診)

■ 施設の入所者に対する健診
刑務所 (20歳以上毎年度)
社会福祉施設 (老人ホーム、
障害者施設等)
(65歳以上毎年度)

■ 事業所における健診
事業所における健診
学校、病院、診療所、助産所、老健施設、
社会福祉施設の従事者 (毎年度)

■ 市町村における健診
① 65歳以上 (毎年度)
② 結核の発生の状況、定期健診の結核患者
の発見率その他の事情を勘案して特に必
要と認める者 (市町村の定める時期)

・ リスク評価を重視した効率的な健診
・ 接触者健診、有症状者受診に重点

2. BCG予防接種 (第2条の2関係)

4 歳 まで

生 後 6 月 まで
(やむを得ない場合は1歳まで)

結核の予防の総合的な推進を図るための 基本的な指針(基本指針)

▶ きめ細かく、実効性の上がる計画

- ・定期健診の対象
- ・BCG接種体制
- ・服薬確認療法の実施
- ・保健所の役割の明確化
- ・施設内(院内)感染防止策

▶ 日本版DOTSの推進

- ・服薬確認を軸とした患者支援
- ・医療機関、保健所等関係機関の連携

▶ 具体的な目標の設定

2010年までに

- ・BCG接種率6か月90%・1歳95%
- ・治療失敗・脱落率5%以下
- ・人口10万対罹患率18以下等

国の基本指針



都道府県の予防計画